

2019年度

院内保育所実態調査結果について

2020年10月 日本医労連保育対策委員会

「2019年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。低賃金と劣悪な労働環境の中で、よりよい保育をめざして奮闘する保育士の仲間の実態改善に活かしていきたいと思えます。

* () 内数字は2018年度の結果

I. 調査概要

1. 調査目的：院内保育所の状況を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。

2. 調査時期：2020年3月1日を基本として調査。

3. 実施対象：医労連加盟組織内にある院内保育所を中心に実施。未加盟組織にも協力頂いた。

4. 調査・集計方法：日本医労連加盟組織を通じて送付。保育対策委員の協力も得て回収、2020年6月末までの分を集計。

5. 集約結果：42都道府県164施設（40都道府県139施設）から集約した。回答施設の内訳として、加盟施設が119施設（113施設）、未加盟施設が45施設（25施設）であった。

企業委託は59施設・36.0%（65施設・46.8%）と昨年に比べ企業委託が下がったように思えるが、企業委託している施設で2年連続回答しているところは30施設・18.2%にとどまっている。全体の集約数は伸びたものの、これまで回答していた施設からの集約が得られていないことが、結果として昨年より企業委託が減ったという数字に表われたと考えられる。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

(1) 主体別

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病

院」で147施設・89.6%（116施設・83.5%）であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は65施設・39.6%（51施設・36.7%）、「企業委託」が59施設・36.0%（65施設・46.8%）だった（参考：図表1）。

企業委託と回答した59施設の委託先は27企業（28企業）に及び、(株) テノ・サポート 8施設、(株) アイグラン 8施設、アートチャイルドケア (株) 4施設、(株) プライムツーワン 4施設などであった。

また、認可外は151施設・92.1%、認可は8施設・4.9%であり、院内保育所のほとんどは認可外であることがうかがえる。

(2) 無償化

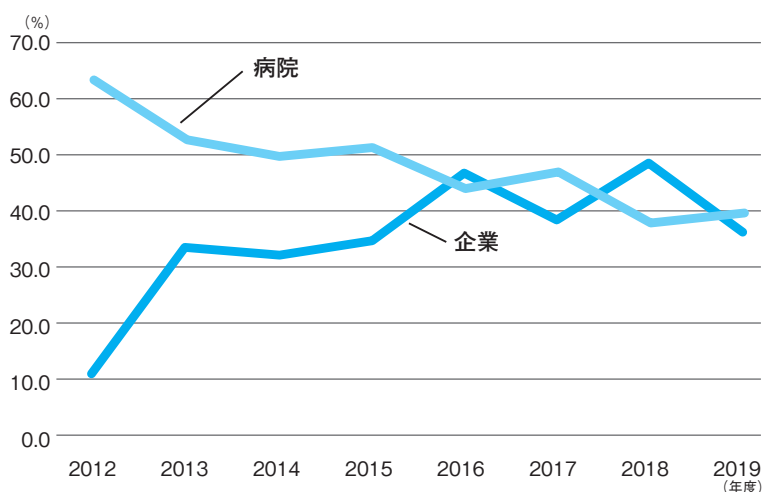
2019年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施された。認可外保育施設の場合、都道府県に届け出し、国が定める基準を満たした施設のみが対象となっているため、どのくらいの割合で無償化が導入されているかを把握するため、今回から調査項目に追加した。無償化を実施している施設は84施設・51.2%とギリギリ5割を超えている一方、実施していない施設は42施設・25.6%、無回答は23.2%だった。

2. 賃金・労働条件

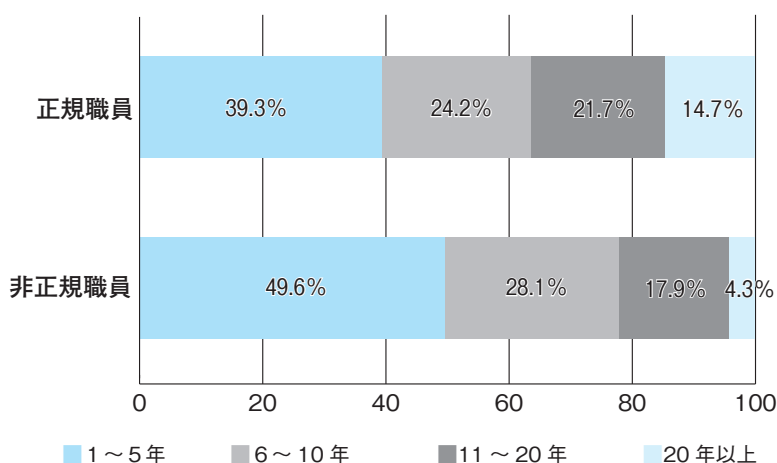
(1) 雇用形態

①保育士の雇用形態は正規が54.8%（60.0%）、非正規45.2%（40.0%）となっており、非正規への置き換えが進んでいる。保育補助は正規が14.7%（20.5%）で非正規が85.3%（79.5%）、栄養士・調理師では正規が21.6%（34.1%）で非正規が78.4%（65.9%）となっている。保育士以外では、圧倒的に非正規職員で構成されている。全体的にみ

図表1 運営主体の推移



図表2 正規・非正規保育士の勤続年数比較



て、正規から非正規へ置き換えが進んでいることがうかがえる。

②どの職種も、短時間勤務の職員を配置し、長時間労働に対応していることがうかがえた。特に保育士では、非正規職員の40.9% (41.2%) が「30時間未満」の労働の一方、フルタイム労働も40% (28.8%) にのびた。フルタイム労働が伸びた要因として、「30～40時間未満」のフルタイムに近い働き方をしていた保育士が19.1% (30.1%) と減少しており、フルタイム労働に置き換えられたと推察できる。

(2) 勤続年数

①勤続年数については、昨年まで短いスパンでの問いになっていたものを、今回の調査からは5年～10年と長めに設定し、選択項目を減らして実施した。保育士の正規・非正規の勤続年数はそれぞれ、「1

～5年」39.3%・49.6%、「6～10年」24.2%・28.1%、「11～20年」21.7%・17.9%、「20年以上」14.7%・4.3%だった。勤続10年までは非正規が正規を上回っているが、11年を超えると非正規の数は減り、20年以上勤務する非正規は5%にも満たない状況となっている。非正規で働き続けられることが困難であることがうかがえる結果となった。正規についても3割を超えているのは「1～5年」であり、「20年以上」になると1割台になっている。

②保育士以外の非正規については、保育補助では「1～5年」63.5%、栄養士・調理師で67.9%と7割近くになっているのに比べ、6年を超えると極端に減り、1～2割台に落ちている。特に「20年以上」については、保育士同様1割未満となっている(参考：図表2)。

(3) 賃金について

①賃金表の有無について、「あり」56.7%、「なし」11.0%、「わからない」18.9%、未記入13.4%だった。「賃金表なし」または「わからない」を合わせると29.9%にのぼった。

②初任給について、保育士は平均169,705円（平均165,419円）、最高額220,000円、最低額115,900円でその差は104,100円（最高額199,250円、最低額125,000円／差74,250円）となっており、昨年に比べ29,850円も格差が広がっている。保育補助は平均166,617

円（平均152,800円）、最高額193,000円、最低額146,200円でその差は46,800円（最高額185,000円・最低額133,000円／差52,000円）だった。非正規の保育士の時間給は、平均1,005円（平均986円）、最高額1,600円、最低額810円（最高1,920円、最小850円）、保育補助については、平均937円（平均975円）、最高額1,100円、最低額790円（最高1,840円、最小800円）で、保育補助含め栄養士や調理師など非正規の最低額は地域最賃Dランクと同じ790円に張り付いた賃金設定になっている（図表3）。

図表3 2019年初任給調査

(円)

2019 正規	院内保育所調査			賃金労働条件 実態調査 保育士	H31賃金構造基本統計調査				
	保育士	保育補助	栄養士・ 調理師		保育士 (女性)	幼稚園教諭 (女性)	調理師 (女性)	栄養士 (女性)	看護師 (女性)
初任給									
平均	169,705	166,617	163,873	172,106	201,200	196,600	189,500	190,300	235,700
最高	220,000	193,000	193,000	232,500					
最小	115,900	146,200	83,600	122,900					

(4) 健康診断について

①正規・非正規の健康診断については、「あり」が90.2%・82.9%、「人間ドック」については、「あり」が18.9%・14.0%で、正規でも約2割にとどまっている。

(5) 就業規則・退職金制度の有無

就業規則「あり」は90.2%、「なし」と回答した施設はなかったものの、「わからない」が1.2%あった。非正規については、「あり」が86.0%、「なし」0.0%、「わからない」が1.8%だった。

退職金制度の有無については、正規で「あり」70.1%、「なし」17.7%だったのに対し、非正規では「あり」9.1%、「なし」64.4%だった。

(6) 非正規職員の公的保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入状況

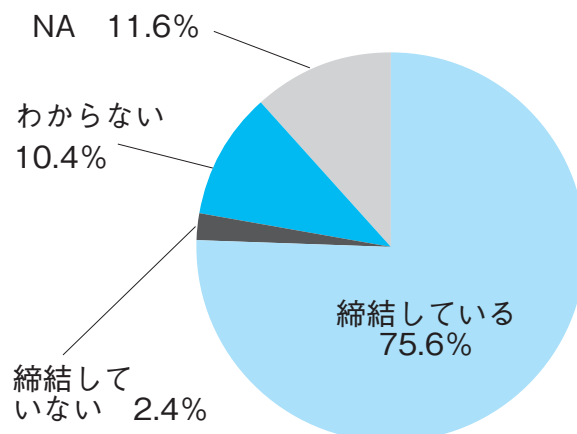
非正規職員の公的保険について、健康保険加入率が71.3%、厚生年金加入率66.5%、雇用保険加入率75.0%であった。保育士だけで比較してみると、「週30時間以上40時間未満」の職員がいる施設では、健康保険加入率が88.5%、厚生年金保険加入率は82.0%、雇用保険加入率が86.9%だったのに対し、「週30時間未満」については、健康保険加入率が74.7%、厚生年金保険加入率は69.7%、雇用保険

加入率が78.8%であった。雇用保険については週の労働時間が20時間以上の労働者であればすべて加入させなければならないことから言っても、加入率が7割台には注意が必要。

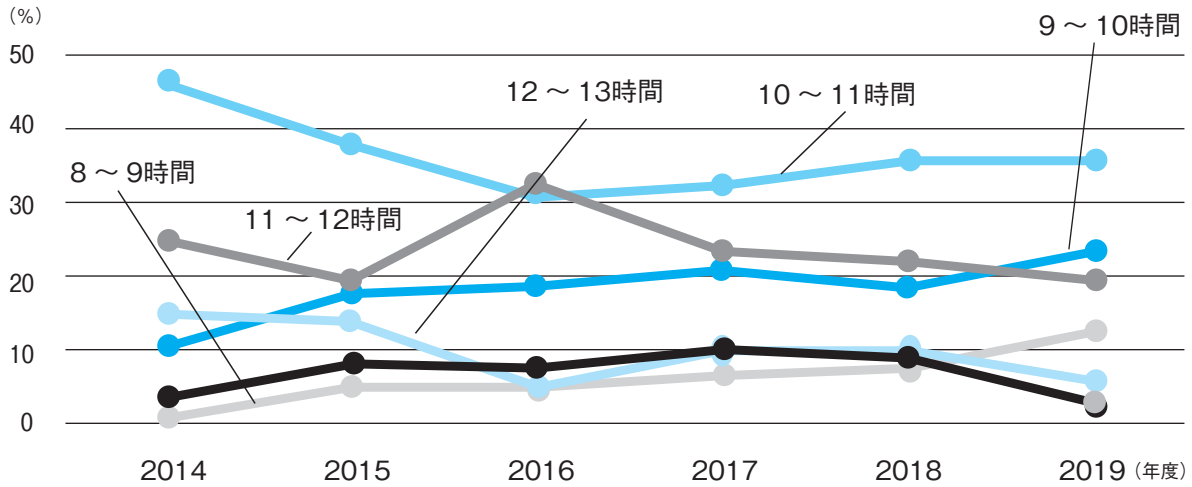
(7) 処遇について

①年休の取得状況については、「取りやすい」50.0%、「月1日程度」22.0%であったのに対し、

図表4 36協定の締結



図表5 主たる保育時間



「2カ月に1日程度」7.3%、「3カ月に1日程度」4.3%、「ほとんど取れない」3.0%であった。ただし、施設単位調査のため個人の取得状況は不明である。

②時間外労働については、「10時間未満」58.5% (62.6%) が最も多く、次いで「10～20時間未満」15.2% (15.1%)、「時間外なし」7.3% (10.1%) と続いた。「20～30時間未満」「30時間以上」を合わせると4.2%だった。非正規についても、「10時間未満」が41.5%でトップであったが、「時間外なし」が30.5%であった。中には、非正規であっても10時間～30時間以上の時間外労働を強いている施設が4.8%あった。保育士の時間外労働の背景には、利用者である看護師等の時間外労働が大きく影響していると言える。

③時間外労働の支払いについて、「あり」85.4%、「なし」2.4%、「一部あり」0.6%であった。

④休憩時間および休憩の取り方について、「児童と別に取れる」は55.5%、「児童と一緒に取る」は26.8%であった。「規定の時間取得」「ほぼ9割取得」を合わせると58.5%で、そのうち休憩時間の取り方が「児童とは別に取れる」が79.1%だった。これらのことから、児童と別に休憩が取れている施設は、全体の46.3%でしかないということが分かる。非正規も同様の傾向が見られる。

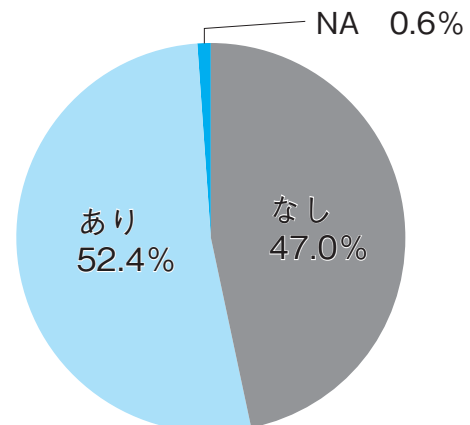
⑤生理休暇については、「取れない」43.3% (41.7%) と最も多く、次いで「毎潮時取れる」18.3%

(17.3%)、「時々取れる」11.0% (18.7%) だった。未記入27.4%を除くと、約6割が生理休暇を取得できない状況にある。

3. 36協定について

36協定を「締結している」75.6%、「締結していない」2.4%、また「わからない」が10.4%であった(図表4)。先に示した時間外労働があると回答した128施設の中で、36協定を「締結していない」または「わからない」と回答している施設が19施設・14.8%あった。そもそも36協定を締結せずに残業をさせていることは違法であり、早急に改善が求め

図表6 日曜・祝日保育



られる。

4. 保育内容

(1) 保育時間について

①開園時間は、「7時～7時59分」が最も多く56.1%、次いで「8時～8時59分」41.5%であった。閉園時間は、「18時～18時59分」56.1%と最も多く、次いで「19時～19時59分」18.3%、「16時30分～17時59分」14.6%と続いた。「20時以降」も7.9%あった。2015年以降、8時前の開園が6割を超えていたが、今年度の調査では5年ぶりに6割を切る結果となった。

②主たる保育時間については、「10～11時間未満」が35.4%（35.1%）と最も多く、次いで「9～10時間未満」22.6%（18.4%）、「11～12時間未満」18.9%（21.1%）という結果で、2位と3位が入れ替わった（図表5）。

さらに、「8～9時間未満」は11.6%（7.9%）、「12～13時間未満」6.1%（9.6%）とこの順位も入れ替わるなど、わずかではあるが、長時間労働が見直されてきているのではないかと推測される。ただし、依然13時間以上も3.0%（7.9%）あることは触れておきたい。

(2) 延長保育について

①開園前の延長保育については、「なし」が62.2%、「あり」32.9%であった。実施している施設では、「30分前」が40.7%（20.9%）と最も多く、「1時間前」18.5%（7.9%）、「1時間30分前」14.8%（2.2%）、「2時間以上」1.9%、未回答が24.1%であった。

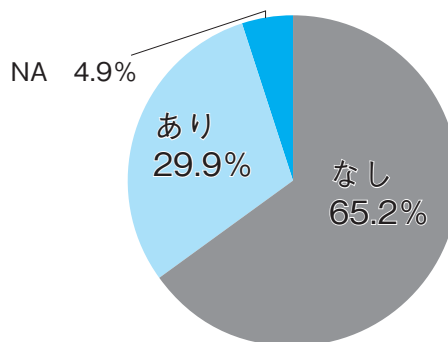
②閉園後の延長については、「なし」が20.1%、「あり」が78.0%と開園前とは真逆の数値となった。最も多い回答が「お迎えがあるまで」の48.4%（38.8%）で5割近くを占めた。次いで「1時間」14.1%（12.2%）、「2時間」8.6%（10.1%）と続いた。利用者である医療従事者の働き方によって、保育時間が長くなっていることが垣間見える。

(3) 休日保育について

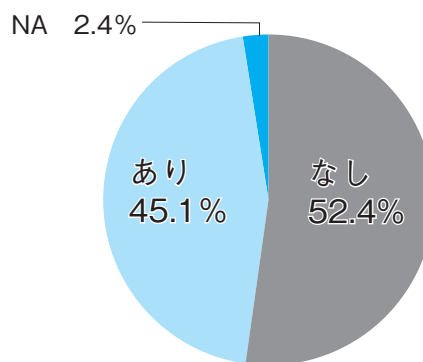
①土曜保育実施については、「全日」78.0%、「なし」15.9%、「半日」8.5%の順であった。「なし」と回答している施設のほとんどは、公立・公的病院の施設である。

②日曜・祝日保育については、「あり」52.4%（55.4%）、「なし」47.0%（41.0%）であり、ここでも5割を超えて開園している状況がうかがえる

図表7 24時間保育



図表8 夜間保育



（図表6）。利用者である医療従事者の働き方が影響していると推測できる。

(4) 24時間保育について

24時間保育については、「実施している」29.9%（29.5%）と昨年とほぼ同等の結果であった（図表7）。

(5) 夜間保育について

「実施している」は45.1%（40.3%）、「実施していない」は52.4%（55.4%）だった（図表8）。回数は、「月12回」が27.3%、「月9回」20.5%、「月8回」18.2%と続いた。利用者の要望に合わせた保育内容になっており、それに伴い労働負担が強くなっていることが推測できる。

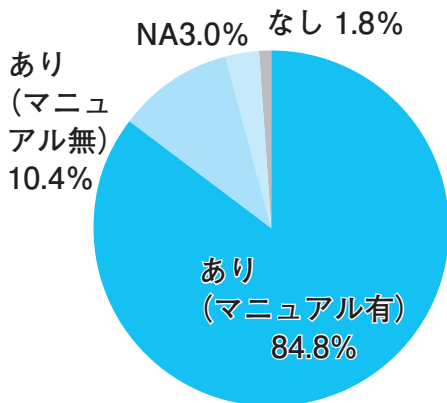
(6) 病児保育等について

病児保育の「実施あり」12.2%（18.7%）、病後児保育の「実施あり」も12.2%（19.4%）であった。両方実施している施設は、全体の6.1%であった。

(7) 受診時の一時預かり

病院を受診する際に、子どもを預ける場所がない患者さんのために、受診時の一時預かりを実施しているかどうかの設問に対し、「あり」21.3%、「なし」

図表9 避難訓練の実施状況



59.1%であった。

(8) 園児数について

定員数については、回答のあった中では、「30～39人」が26.8%で最も多く、次いで「20～29人」が23.9%、「10～19人」が17.4%の順で多かった。

「職員の子」でみると「1歳」23.8%・1,067人(27.4%・903人)と最も多く、次いで「2歳」18.7%・839人(22.9%・755人)、「0歳」12.1%・540人(16.0%・528人)、「3歳」10.8%・482人(15.3%・505人)の順で、昨年と同様の順位となった。夜間については、「2歳」から増え続け、「3歳」「5歳以上」の順に多くを占めた。「地域の子」では、「2歳」が最も多く、「1歳」「0歳」と続いた。

保育現場の低年齢化の現状はこれまでと変わらず、利用者である医療従事者が1年未満で職場復帰している現状がある。その背景には、職場の人員不足だけではなく、0歳から入所しないと保育園に入れないという実情もある。育休制度はあっても、その育休を十分に使える現場の状況にはなっていない。

(9) 給食・おやつの実施

「給食実施」は91.5%(92.8%)で、「保育所内調理」は50.0%(50.4%)、「業者調理」23.2%(28.1%)、「病院内調理」18.3%(14.4%)だった。おやつ「実施」は95.1%(94.2%)で、「保育所内調理」が84.8%(81.3%)、「業者調理」5.5%(9.4%)、「病院内調理」が4.9%(3.6%)だった。

(10) 避難訓練の実施

地球温暖化が叫ばれる中、自然災害が頻発し多くの尊い命が失われている。特に登園時になんらかの

災害が起きた場合の訓練がどの程度行われているか設問した。

「避難訓練あり(マニュアル有)」139施設・84.8%、「避難訓練あり(マニュアル無)」17施設・10.4%、「避難訓練なし」3施設・1.8%という結果となった(図表9)。年間の実施回数の平均は11.6回で、マニュアルの有無に関係なく「避難訓練あり」の施設で月1回以上実施している所は126施設・80.8%であった。

(11) 配慮が必要な園児について

①配慮が必要な園児が「いない」56.1%、「いる」37.8%であった。

②その対応(複数回答可)としては、「職員間での話し合い」が38.4%、「保護者との面談や対話」32.3%、「専門職員による巡回と相談」12.8%、「自治体の専門機関と連携」8.5%の順であった。子どもをめぐる状況など総合的に判断して対応にあたっていることがうかがえる。

(12) 研修等(複数回答可)について

①職員が受講している研修について、最も多かったのは「自治体主催」62.8%、次いで「保育団体主催」が41.5%、「企業主催」28.7%、「病院主催」26.8%だった。

②受講に対する要望では、子どもの発達や保育実技が3割を超え、次いで要支援児の対応となり、専門的な研修を希望する回答が多くあった。

(13) 認可保育園との差

認可保育園との差について感じたことがあるかの問いに対し、「あり」54.9%、「なし」29.3%であった。

不満に感じていることの多くは、保育教材や環境整備にかけられる助成金に差があることや、認可外は研修が少なく、認可保育園の研修にも行けない。案内もなく行政機関とのつながりも感じられない。

正規職員の配置数も少なく賃金などの格差が大きい上に、処遇改善加算の対象外で経験が所得に反映されない。自治体によって情報伝達などに差があることなどが多くあげられた。ただ、新型コロナについては、県や市からの対応が平等になっていると感じているようだった。行政への働きかけをしている施設では伝達が早くなったなどの意見もあり、日ごろから行政機関と交渉をしていくことが改善につながっていることが分かった。



5. 保育委員会・保育連絡会

(1) 保育委員会について

①委員会が「あり」は58.5% (66.9%) で、そのうち、委員会に「労組が参加している」のは27.0% (25.2%)だった。最も多い構成では、「保育士」「保護者」「経営者」の3者で7割を超えていた。委員会の開催については未回答が多かったため参考値ではあるが、月1回「定期」で実施している施設は39.0%。月2回程度の開催は12.2%、「開催していない」1.8%であった。

②保護者会については、年1回から毎月開催まで回答が多岐に及んだ。

③保育所連絡会は「なし」60.4%、「あり」8.5%、「わからない」18.3%だった。また、院内保育所の件で自治体交渉をしているかの問いに対し、「交渉がない」25.6%、「交渉に参加」は3.7%、「交渉はあるが参加していない」は5.5%、「わからない」と「未記入」を合わせると65.2%であった。

6. 制度変更による変化

(1) 夜間保育の実施

2019年度に夜間保育を「開始した」施設は28施設・17.1%、「開始を要請されている」0.6%、「開始していない」51.8%であった。未回答の30.5%の中には、すでに実施している施設が36施設・22.0%含まれていた。徐々に夜間保育を導入させる施設が増えてきている。

その要因としては、2016年度の診療報酬改定によって、看護職員の夜間勤務負担軽減策をとる施設に加算されることとなり、その1つに「夜間保育」が入ったことが影響していると推察できる。

(2) 新制度への移行について

①子ども子育て新制度への移行について、「移行している」8.5%、「検討中」が1.2%、「移行予定なし」57.3%だった。

②企業主導型保育事業の移行については、「移行している」は3.0%、「検討中」が5.5%、「移行予定なし」は61.0%だった。「両方とも移行予定なし」は53.0%であった。

③新制度による保育内容の変化で最も多かったのは、「延長保育の開始」23.2%、次いで「一時預かり」22.0%、「夜間保育」15.2%、「病児保育」7.9%であった。



7. 待機児童問題について

待機児童の影響について、「あり」は19.5% (33.7%) だった。具体的な影響についての記載では、「認可保育園に入園できなかった子が一時預かりの場になっており調整が難しい」「認可保育園に入れず引き続き院内保育所に在籍のため人数が増加しスペース体制が厳しい」「希望するところに入れず、育休・産休後の職場復帰がしにくい」などの声が目立った。

8. 保育所運営費について

いずれも未回答が多く、参考値として記述する。

(1) 地域医療総合確保基金の活用

①院内保育所補助申請について、「していない」が最も多く23.2% (20.1%)、次いで「B型」「A型」が同率で9.1% (10.1%) (7.2%)、「特B型」4.9% (2.2%)、「特A型」2.4% (2.9%) だった。

②「24時間保育補助」の申請「あり」は9.8% (6.5%)、「病児保育補助」の申請「あり」は1.8% (0.7%)、「緊急一時保育補助」申請はゼロ、「児童保育補助」申請「あり」は1.8% (2.2%)、「休日保育補助」申請「あり」は14.0%だった。

③補助金の減額について。「あり」は3.0%で、減額の最高額は1,637,000円、最低額は253,000円であった。

④自治体からの補助については、「県単独補助あり」は11.6%で、補助金最高額は11,520,000円、最低額は76,000円であった。一方、「市町村単独補助あり」は11.6%で、補助金最高額は54,331,000円、最低額は5,490円であった。

⑤自治体以外については、「社会福祉協議会」1.2%、「こども未来財団」1.2%であった。



⑥病院の運営費負担については、負担の最高額が197,009,449円、最低額540,000円とかなりの格差があった。

Ⅲ. 結果の特徴と今後の課題

1. はじめに

今回の調査は、開始時期が新型コロナウイルスの感染が拡大する時期と重なる中で実施した。新たなウイルスとのたたかいは、新型コロナの最前線で奮闘する医療従事者である利用者を支えるため奮闘していた、院内保育所で勤務する全ての職員も同じであった。感染予防のための衛生資材も十分でない中で、いつ自分や園児が感染するかもしれないという不安は今でも持続している。国民のいのちと健康を守るために、医療現場で働く医療従事者の処遇改善が叫ばれているが、その医療従事者が安心して働き続けられるためには、それを支える院内保育所の役割がいかに重要かということが今回、さらに鮮明になった。

このような大変な時期であったにも関わらず、集約数は過去5年で最高数の164施設から回答をいただいた。心から感謝を述べたい。特に未加盟施設からの回答が大きく増えており、個別に郵送したことが結果につながったといえる。一方、昨年回答した施設からの集約が減っている現状もあり、経年で比較・分析できないところもあったことを申し添えておく。

2. 保育の「無償化」 認可外施設はすし

2019年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されたことを受けて、今回から調査項目に追加し、その結果は先に述べたとおりである。気になるのは、無償化を実施している施設が5割しかないという点である。

2020年2月3日内閣府において、無償化に関わる国と地方自治体関係者による「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」が開催されている。注目すべきところは、当面5年間は、認可外保育施設を無償化対象にする国の方針に対し、市区町村独自の判断で、対象とする施設基準を条例で定めて、基準以下の施設を対象から除くという自治体が示された点である。現在のところ、「無償化」対象とする認可外保育施設の基準を定めた（未施行含む）自治体は22、今後制定予定の自治体は28ということで、認可外施設を無償化対象にするための条例を制定するところは非常に少ないということが分かる。

すべての子どもに格差のない平等な保育を提供するという観点からいって、認可外施設の「無償化」はずしは許されるものではない。基準に満たないところは、財政支援も含め基準に到達するような指導の強化と環境改善が優先されるべきである。

3. 長時間労働が常態化

午前8時前の開園時間は56.1%と半数の施設が実施しているが、過去5年の調査で6割を切る結果となったのは初めてだった。ただし開園前の延長保育も約3割、閉園後に至っては約8割にもなっている。特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が5割近くを占めている。通常の保育時間は依然として、10～11時間未満が最も多く、昨年同様35%台で推移している。利用者である医療・福祉労働者の長時間労働の影響を受けて、保育時間も長時間化している。そもそも、院内保育所は病院の職員の子どもを主に預かっており、その働き方に大きく左右され、開園・閉園時間などはあっていないようなものになっている現状がある。

また、土曜日の保育が全日・半日合わせると8割を超え、日・祝日については5割を超えている。夜間保育は約4割、24時間保育も約3割で実施されている。医療・介護従事者の勤務を確保するために、保育士をはじめとした保育所職員およびその子どもたちに大きな負担がかかっていることが分かる。



36協定の締結については、「締結していない」「わからない」と回答している施設が12.8%あった。その中で時間外労働があると回答している施設が、19施設・14.8%にものぼった。これは大きな問題で、なぜなら36協定を締結せずに残業させることはそもそも違法であるからだ。職場内点検をきちんと行い、改善させることが求められる。

こうした長時間労働の常態化は、医療・福祉労働者の働き方が起点となっている。医師・看護師・介護職の大幅増員と夜勤改善は、そのまま保育現場に直結する課題であり、保護者である医療従事者や院内保育所職員の働き方は、子どもたちの「育ち」や親子の関係にも大きな影響を与えかねない事態である。いのちを守り育てる専門職として、誇りとやりがいを持って働き続けられるための抜本的な国の施策が求められる。

4. 処遇改善から取り残されている

子育て家庭における仕事と家庭の両立、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最終課題として国は「子育て安心プラン」を打ち立てた。2018年から2020年までの3年間で32万人の受け皿を整備する目標を立てたが、現状として2020年度末までの3年間で約29.7万人分の受け入れ見込みとしている。2019年4月時点の待機児童数は16,772人となっている。

「無償化」とも合わせ、子どもたちの健やかな育ちのためには保育の機会を平等に保障することが求められる。そのためには、保育の質を確保し向上させていくことが重要であり、その一番の近道は、保育士等の賃金・労働条件の改善である。国も保育人材確保に向けた対策を打ち出してはいるが、認可以外の院内保育所に関しては処遇改善が進んでいない現状にある。アンケートの記述には、賃金面や配置人員の差、研修も少なく環境設備にも不備がある。認可園に入れず院内保育所の定員が膨らむなど、認可外の施設が調整弁にされている状況もあった。「頑張っても認可外は世間から認められにくい」という記述が、院内保育所の実態を物語っているといえる。

処遇改善が進まない要因のもう1つは委託化である。院内保育所の設置主体は89.6% (83.5%) が「病院」であるが、運営主体は「病院」が39.6% (36.7%)、「企業」が36.0% (46.8%) である。2012

年度には63%だった病院運営は年々企業委託へと進み、最近では最初から委託での保育所設置がされるようになってきた。

病院等からすれば運営に伴う煩雑な業務からの解放と、経済的負担が軽減する「メリット」で選択しやすい状況にある。しかし当然ながら、保育士の賃金や処遇は直営より低下し、雇用不安も増大する。夜勤・交替制労働者確保策として活用し、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24時間・病児病後児など多様な保育が進められていくのも委託化が進む要因といえるのではないか。国は待機児童問題に全力を注ぐのであれば、個々の施設だけに任せるのではなく、安心・安全に働き続けられるために、長時間労働を解消し、十分な人員配置の転換と労働者の処遇改善策を打ち出すべきである。

5. 専門職としての処遇改善が急務

院内保育の大きな特徴の1つは、ゼロ歳児から学童までという園児の年齢層の幅広さと、「0～2歳」までの低年齢児が多いという点である。厚労省の保育施設の現況調査（平成29年度末「0～2歳」認可園で42%、認可外で59%／平成31年4月保育所利用率「0～2歳」37.8%）と比較しても、院内保育所の「0～2歳」利用率は54.6% (66.3%) と半分を占めており、低年齢化している現状が浮き彫りになった。この背景には利用者である医療従事者が1年未満で職場復帰せざるを得ない現状と、0歳からでないと保育園に入所できない実情がある。多様な発達段階にある園児に加え、そこに感染防止対策まで加わり、現場は人手不足に拍車をかけていると推測される。

長時間労働の常態化とともに、低賃金とそれに伴う人員不足は待ったなしの課題である。厚労省賃金構造基本統計調査（2019年）で初任給を見ると、看護師は235,700円（238,400円）、保育士201,200円（193,500円）、幼稚園教諭196,600円（196,100円）であるが、今回の院内保育の調査では169,705円（165,419円）で、同じ資格を持つ保育士と比較しても31,000円（28,000円）もの格差があり、看護師との差は65,000円にものぼる。

さらに非正規保育士になると、今回の調査の初任給平均は130,902円で、厚労省が示す保育士との賃金差は70,000万円となっている。日本医労連が実施した「2020年春闘働くみんなの要求アンケート」

で、院内保育士含む保育士404人の回答では、生活実感として「かなり苦しい・やや苦しい」が57.0%だった。また、同調査での「賃金の不足額」は、50,000円との回答が30.0%を占めた。

低賃金の背景に非正規職員の多さがある。今や職場の約半数が非正規というところも少なくない。保育士の非正規職員の勤続年数は「1～5年」が49.6%と半数であるのに対し「6～10年」になると28.1%と3割を切っている。その後はさらに下がり続けている現状にあり、勤務内容からは程遠い処遇の悪さが働き続けることを困難にしていると推測できる。その傾向は正規職員であっても同じである。

専門職としての教育・研修の保障はもちろん、賃金・労働条件改善は園児の安全性や保育の充実から見ても急務である。保育委員会の定期開催とあわせて、労働組合がきちんと関わることによってチェック機能を果たし、保育所職員の働き方や保育の質の向上につなげる手立てが必要だ。

6. 保育の充実を求める取り組み

2016年4月の診療報酬改定で「看護職員夜勤配置加算」を取得するための要件として「夜勤時間帯を含む院内保育所を設置している」ことが選択肢に入ったことで、45.1%（40.3%）が夜間保育を実施している。制度・政策の転換によって、保育環境をめぐる状況も大きく変化し、保育士の働き方も変わってきている。

また、認可保育園との差について5割を超えて「感じる」と回答があった。賃金や人員配置、補助金額に大きな不満を感じている。補助金差はそのまま施設運営に影響しており、それはそのまま保育を受ける子どもたちに不平等感と格差を生むことになる。

この間、国による医療・介護・福祉の抑制政策の下で、効率最優先の政策が推し進められ、慢性的な

人員不足の放置と保健衛生行政の縮小・再編が行われてきた。それが、新型コロナの感染が拡大する中で見えてきたことは皮肉としか言いようがない。少子化や待機児童の問題にしても、そもそも子どもを産み育てられない社会の現状がある。親の貧困がそのまま子どもの学びの差にもつながっている。こうした状況を放置してきたツケがいまの社会の有り様だともいえる。

そして、このコロナ禍の中でもう1つ鮮明になったことは、院内保育所がこの国の医療や介護を支える重要な一翼を担っているということである。全国一律休校の際、保育所などは原則開所することが求められた。そして緊急事態宣言の際は、原則休園としながらも、医療従事者など保育が必要な職種の子ども受け入れることが要請された。当然、院内保育所を閉所することはできない。保育施設は職員と子どもの密集・密着・密接が避けられない場所である。その中で、感染防止対策を徹底する苦労は並大抵ではない。もし、院内保育所が新型コロナウイルスによって閉園するようなことにならば、医療現場の最前線でたたかう医療従事者が勤務できない事態に陥ってしまい、たちまち現場は人手不足で立ち行かなくなることは容易に想像できる。面積や職員の配置基準など低すぎる保育基準を見直すことと合わせて、医療の最前線でたたかう医療従事者を支える院内保育所の役割をもっと見直すべきである。

何よりもいま、ひとりひとりが大切にされる社会、「いのち」が大切にされる社会でなければならない。そのためには、それぞれの立場から国に対して声を上げ、具体的な制度改善を求めていくことが重要である。差別も格差もない学びの場の保障と、院内保育所で働くすべての職員の処遇改善、そして医療・介護労働者の大幅増員と賃金労働条件の改善を一体のものとして取り組みを強化していくことが大いに求められる。

さまざまな制度変更のなかにおける 院内保育所

—2019年度院内保育所実態調査の結果から—



にしむら みほ
西村 実穂

東京未来大学こども心理学部
講師

院内保育所は、医療従事者のための子育て支援のための施設という側面と、子どもの養護と教育を行う保育のための施設という2つの側面がある。医療従事者の子育て支援の側面からみると、2019年には、厚生労働省より、各病院に院内保育所の設置を促す通知が出され、院内保育所設置がより勧奨されるようになった。保育施設としての側面からみると、2019年10月から始まった保育・幼児教育の無償化の影響は看過できない。また、従来からの保育士不足改善のために実施されてきた保育士の処遇改善や保育制度の改正など保育を取り巻く状況が近年大きく変化している。本稿では、認可保育所の状況と対比させながら、近年の保育の動向のなかにおける院内保育所の現況や課題について言及したい。

医療従事者の子育て支援策としての院内保育所

2019年、厚労省医政局より、働き方改革の一環として、病院内に院内保育施設を設置することを求める通知が出された（厚労省医政局通知「院内保育等の推進について」）。この通知には、院内保育所設置の目的として、従来の医療従事者の子育て支援に加えて、地域の待機児童問題解消という目的が含まれている。この通知により、院内保育所が医療従事者の勤務を支える保育所という役割だけでなく、院

内保育所設置地域における待機児童の受け皿という役割も持つことが期待されるようになった。このことは院内保育所に求められる役割が、医療従事者の子育て支援から地域の子育て支援へと広がったことを示しているといえる。

保育料無償化による影響

2019年の保育業界における大きな出来事として、幼児教育・保育の無償化がスタートしたことが挙げられる。2019年度院内保育所実態調査の結果をみると、保育料無償化の対象となっている院内保育所は約半数（84施設・51.2%）であった。認可保育所に比べると、無償化の対象となった院内保育所は少ないことがわかる。

保育料無償化は、国や地方自治体の基準を満たす施設に通う3歳以上の子どもが対象となる。院内保育所を含む認可外保育施設も無償化の対象となるが、一部の自治体では独自の条件を設けて認可外保育施設は無償化の対象とならないケースがある。国や自治体の設ける基準に満たないため、無償化の対象となっていない院内保育所があることが考えられる。しかし、無償化の対象外である0～2歳児だけを預かる院内保育所も多い。そうした施設は保育料無償化の対象とならない。今回の調査で「無回答」が23.2%と多くを占めているのは、無償化の対象とならないと考える回答者が多かった可能性が考えられる。

また、院内保育所の中には、労働者の福利厚生施設であるという考えから、保護者から保育料をとっていないなかったり、保育料を抑えている保育所がある。保護者のなかには保育料が安いために、地域の保育所ではなく院内保育所を選択していた者がいる。そうした保護者にとっては、無償化により地域の保育所も保育所選びの選択肢に入ってくる。無償

化が保護者の保育所選択や院内保育所の利用児にどのような影響を及ぼすのかについては、今後の動向を注視していきたい。

院内保育所における保育の課題

今回の調査では多くの院内保育所の保育士は、認可保育所との差があると感じた。近年の保育関連の調査結果をもとに、実際に差があるのかどうかを見ていきたい。

●正規職員の数

今回の院内保育所実態調査では、正規職員の割合は54.8%、非正規職員の割合が45.2%となっている。回答施設が昨年と異なるため、単純に昨年度の正規職員・非正規職員の割合と比較することはできないが、非正規職員の割合が増えていると推測できる。一方で、認可保育所における非正規職員の割合は42.1%（全国保育協議会, 2017；保育所実態調査より）と院内保育所よりも若干少ないものの、認可保育所においても非正規職員の割合は増えている。保育業界全体で非正規職員の割合が増えており、院内保育所も認可保育所と同程度の水準にあるととらえることができる。

●保育時間

院内保育所の主たる保育時間は、「10～11時間未満」が35.4%と最も多く、「9～10時間未満」22.6%、「11～12時間未満」18.9%、「12時間以上（12～13時間、13時間以上を合算）」9.1%の順に多くなっている。一方、認可保育所をみると「11～12時間」が最多で53.2%、「10～11時間」が31.8%、「12時間以上」が13.0%、「9～10時間」が1.4%である（厚生労働省, 2019；平成29年度社会福祉施設等調査より）。認可保育所では保護者の通勤の時間を保育時間に含めていること、さまざまな職業・勤務時間の保護者に対応していることから近年保育時間が長時間化している。一方で、院内保育所は勤務先に保育所があるため、職場から保育所までが近いため送迎時間が短いこと、医療施設の勤務時間に合わせて開所をしていることから開所時間が10～11時間の範囲内に収まる園が多く、認可保育所よりも短い開所時間の保育所が多かったと考えられる。

●保育士の処遇について

今回の調査項目のひとつとなっている初任給をみ

ると、院内保育所保育士の初任給は平均16万9,705円であった。医療・福祉職の初任給（短大卒の者で平均18万9,400円、厚生労働省, 2019；賃金構造基本統計調査より推計）と比較すると、院内保育所の保育士の処遇は依然として低いことがわかる。認可保育所では保育士の処遇改善等加算の制度が発足し、年々処遇が改善している。一方で、認可外保育施設の保育士はその対象外となることがある。保育士の処遇改善の流れから院内保育所は取り残されているといえる。

●研修機会の少なさ

今回の調査では、認可保育所の違いとして、研修機会の少なさを挙げている者がいた。近年、多様化する保育ニーズや保育に関連した様々な問題に対応する力をつけるために、研修は重要な学習機会である。

認可保育所では、保育士の処遇改善加算の条件として、一定時間の研修を受けることが課されている。また、保育の質向上を目的とした都道府県主催の研修は近年増加している。しかし、院内保育所に比べて人員的な余裕のある認可保育所であっても、時間をみつけて研修に出ることは難しいものである。多様な時間帯の勤務を求められる院内保育所にとっては、研修が必要ではあるものの、十分にその機会が得られない状況になっていることが想像できる。

埋まりつつある認可保育所との差

認可保育所の保育サービスの充実や保育料の無償化によって、院内保育所と認可保育所の差が埋まりつつある。これまでは医療従事者が子育てをしながら勤務するには院内保育所という選択肢しかなかった状況から、地域の保育所か院内保育所か、と医療従事者が選択する時代に変化しつつある。しかし、保護者の働き方に理解があることやこれまで実施してきた夜間や休日保育、二重保育、警報発令など緊急時の預かりなど認可保育所には提供できない保育をしているのは院内保育所ならではのところだろう。院内保育所は、その独自性を認識し、院内保育所にしか果たせない役割を果たすことができるようにしていくことが必要である。